

## 平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年度4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度東伊豆町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)歳入見込額 100,000千円

(歳出)地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,331,086千円

(単位:千円)

区分	平成 30年度 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税		
社会福祉	障害者福祉事業	313,835	196,724	0	16,060	101,051	14,000
	高齢者福祉事業	40,092	1,051	0	3,095	35,946	5,000
	児童福祉事業	338,605	201,122	0	30,926	106,557	14,000
	母子福祉事業	9,945	1,413	0	24	8,508	1,000
	小計	702,477	400,310	0	50,105	252,062	34,000
社会保険	国民健康保険事業	123,282	75,573	0	0	47,709	6,000
	介護保険事業	180,111	2,412	0	5,754	171,945	23,000
	後期高齢者医療事業	222,714	33,289	0	4,919	184,506	25,000
	小計	526,107	111,274	0	10,673	404,160	54,000
保健衛生	疾病予防対策事業	46,808	2,726	0	3,554	40,528	5,000
	救急医療対策事業	13,164	0	0	0	13,164	2,000
	健康診査相談事業	42,530	1,484	0	7,199	33,847	5,000
	小計	102,502	4,210	0	10,753	87,539	12,000
合計	1,331,086	515,794	0	71,531	743,761	100,000	

※各施策への充当方法は、各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。